

細目告示（平成十四年国土交通省告示第六百十九号）新旧対照表

改 正	現 行
<p>(車枠及び車体) 第22条 (略) 2～3 (略) 4 (略) 一～四 (略) 五 貨物自動車に備える簡易クレーンのクレーンブームであって、<u>その車両前方への突出量及び前部の取付け高さが次に該当するもの</u> イ 最前部の車軸中心からクレーンブームの最前端までの水平距離が軸距の3分の2を超えるもの ロ クレーン部を除く自動車の最前部（後写鏡、バンパその他の自動車前面に備える付属物を除く。以下第100条第4項第9号ロ及び第178条第4項第9号ロにおいて同じ。）からクレーンブームの最前端までの水平距離が1mを超えるもの ハ クレーンブームの最前端の下縁の高さが地上1.8m未満のもの 5～8 (略) 9 車枠及び車体のオフセット衝突（自動車の前面のうち運転者席側の一部が衝突するものをいう。以下同じ。）時の乗車人員の保護に係る性能に関し保安基準第18条第3項の告示で定める基準は、<u>協定規則第94号の技術的な要件（協定規則第94号改訂版の補足第3改訂版の技術的な要件（規則5.及び6.に限る。）をいう。以下同じ。）に定める基準とする。ただし、貨物の運送の用に供する軽自動車にあつては、協定規則第94号の技術的な要件によるほか、ダミーの搭載時における座席の前後方向の位置及びダミーの骨盤骨の角度の調整については、別添23「前面衝突時の乗員保護の技術基準」に定める方法によることができる。</u> 10～13 (略)</p>	<p>(車枠及び車体) 第22条 (略) 2～3 (略) 4 (略) 一～四 (略) 五 貨物自動車に備える簡易クレーンのクレーンブームであって、<u>クレーンブームの車両前方への突出量及びクレーンブームの前端の取付け高さが次に該当するもの</u> イ 最前部の車軸中心からクレーンブームの最前端までの水平距離が軸距の3分の2を超えるもの ロ クレーン部を除く<u>自動車の最前端</u>からクレーンブームの最前端までの水平距離が1mを超えるもの ハ クレーンブームの最前端の下縁の高さが地上1.8m未満のもの 5～8 (略) 9 車枠及び車体のオフセット衝突（自動車の前面のうち運転者席側の一部が衝突するものをいう。以下同じ。）時の乗車人員の保護に係る性能に<u>関し、保安基準第18条第3項の告示で定める基準は、別添104「オフセット衝突時の乗員保護の技術基準」に定める基準とする。</u> 10～13 (略)</p>
<p>(突入防止装置) 第24条 (略) <u>(前部潜り込み防止装置)</u> 第24条の2 <u>前部潜り込み防止装置の強度、形状等に関し保安基準第18条の2第5項の告示で定める基準は、別添107「前部潜り込み防止装置の技術基準」に定める基準とする。ただし、衝突した自動車の車体前部が潜り込むことを防止する構造又は装置が別添108「前部潜り込み防止装置取付装置等の技術基準」に定める基準に適合する場合には、この限りでない。</u> 2 <u>保安基準第18条の2第5項の前部潜り込み防止装置を備えることができないものとして告示で定める自動車は、すべての車輪に動力を伝達することができる動力伝達装置を備えた自動車（以下「全輪駆動車」という。）、前部潜り込み防止装置を備えることにより本来の性能を損なうこととなる特殊な装備を有する自動車及び特殊な装備</u></p>	<p>(突入防止装置) 第24条 (略)</p>

を装着するために前部潜り込み防止装置を装着することが困難な自動車という。

3 保安基準第18条の2第5項ただし書の告示で定める自動車は、次のいずれかに掲げる要件に適合する構造を有するものとする。

一 車両総重量が7.5tを超える貨物の運送の用に供する自動車にあっては、次に掲げる要件を満たすこと。

イ 車体前面の構造部（車枠又は車体で構成されるものであって、他の自動車が衝突した場合において、当該衝突した自動車の車体前部が潜り込むことを前部潜り込み防止装置と同程度以上に防止することができるものをいう。以下この項、第102条の2第4項及び第180条の2第4項において同じ。）の平面部（自動車の左右それぞれの最前軸のタイヤ（接地しているタイヤの膨らみを除く。以下この項、第102条の2第4項及び第5項並びに第180条の2第4項及び第5項において同じ。）の最外側から車両中心線に直交する鉛直面において車両の内側に200mmの位置を両端とする部分をいう。以下この項、第102条の2第4項及び第5項並びに第180条の2第4項及び第5項において同じ。）の高さは、車両中心線に平行な鉛直面において100mm以上（車両総重量が12tを超える自動車にあっては120mm以上）であって、当該構造部の最外縁は最前軸のタイヤの最外側から車両中心線に直交する鉛直面において車両の内側に100mm以内又は運転台への乗降口のステップの最外側から車両中心線に直交する鉛直面において車両の内側に200mm以内にあること。

ロ 車体前面の構造部の平面部の下縁の高さは、空車状態において地上400mm以下（コンクリート・ミキサー車及び土砂その他のばら積みの貨物を積載することができる塼を備える荷台を有し、かつ、それが傾斜することによって土砂その他のばら積みの貨物を重力により落下させることができる自動車（以下「ダンプ車」という。）にあっては、地上450mm以下）にあること。

ハ 車体前面の構造部の平面部と空車状態における地上1.8m以下にある当該自動車の前端（衝突による車両への衝撃を緩和するためのゴム、窓ふき器及び洗浄液噴射装置、灯火器、後写鏡、乗降口のステップ並びに連結装置を除く部分をいう。以下第102条の2第4項及び第5項並びに第180条の2第4項及び第5項において同じ。）をそれぞれ車両中心線に平行な鉛直面に投影したときの水平方向の距離は、400mm以下であること。

二 車両総重量が3.5tを超え7.5t以下の貨物の運送の用に供する自動車にあっては、車体前面の構造部の平面部の下縁の高さが、空車状態において地上400mm以下であること。

4 前部潜り込み防止装置の取付位置、取付方法等に関し保安基準第18条の2第6項の告示で定める基準は、別添108「前部潜り込み防止装置取付装置等の技術基準」に定める基準とする。

（乗車装置）

第26条 自動車の乗車装置の構造に関し保安基準第20条第1項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

（乗車装置）

第26条 自動車の乗車装置の構造に関し、保安基準第20条第1項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一 (略)

二 座席の座面上における車両中心線上の鉛直面と平行な座席の中心線上において、その前端から200mmの位置にある点と天井までの長さのうち背もたれと平行なものは、運転者席及びこれと並列の座席にあっては800mm以上、その他の座席にあっては750mm以上であること。ただし、着席時にその長さが850mm以上ある場合においては、この限りでない。

三 (略)

2～3 (略)

(自動車の騒音防止装置)

第40条 (略)

一・二 (略)

三 次の表の自動車の種別の欄に掲げる自動車は、法第75条第4項の検査又は施行規則第62条の3第5項若しくは第62条の4の検査(国土交通大臣が指定する自動車(型式指定自動車、騒音防止装置指定自動車及び施行規則第62条の3第1項の規定によりその型式について認定を受けた自動車を除く。))にあっては、新規検査又は予備検査の際、別添39「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音をdBで表した値及び別添40「加速走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した加速走行騒音をdBで表した値がそれぞれ次の表の定常走行騒音及び加速走行騒音の欄に掲げる値を超えない構造であること。

自動車の種別		騒音の大きさ		
		定常走行騒音	加速走行騒音	
普通自動車、小型自動車及び軽自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車及び二輪自動車を除く。)	車両総重量が3.5tを超え、原動機の最高出力が150kWを超えるもの	全輪駆動車、セミトラクターを牽引する牽引自動車及びクレーン作業用自動車	83	82
		全輪駆動車、セミトラクターを牽引する牽引自動車及びクレーン作業用自動車以外のもの	82	81
	車両総重量が3.5tを超え、	全輪駆動車	80	81

一 (略)

二 座席面上で座席前端より200mmの点から背もたれに平行な天井までの距離は、800mm以上であること。ただし、着席時において850mm以上ある場合は、この限りでない。

三 (略)

2～3 (略)

(自動車の騒音防止装置)

第40条 (略)

一・二 (略)

三 次の表の自動車の種別の欄に掲げる自動車は、法第75条第4項の検査又は施行規則第62条の3第5項若しくは同令第62条の4の検査(国土交通大臣が指定する自動車(型式指定自動車、騒音防止装置指定自動車及び同令第62条の3第1項の規定によりその型式について認定を受けた自動車を除く。))にあっては、新規検査又は予備検査の際、別添39「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音をdBで表した値及び別添40「加速走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した加速走行騒音をdBで表した値がそれぞれ次の表の定常走行騒音及び加速走行騒音の欄に掲げる値を超えない構造であること。

自動車の種別			騒音の大きさ	
			定常走行騒音	加速走行騒音
普通自動車、小型自動車及び軽自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車及び二輪自動車を除く。)	車両総重量が3.5tを超え、原動機の最高出力が150kWを超えるもの	すべての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えたもの(以下、「全輪駆動車」という。)、セミトラクターを牽引する牽引自動車及びクレーン作業用自動車	83	82
		全輪駆動車、セミトラクターを牽引する牽引自動車及びクレーン作業用自動車以外のもの	82	81
	車両総重量が3.5tを超え、	全輪駆動車	80	81

原動機の最高出力が150kW以下のもの	全輪駆動車以外のもの	79	80
	車両総重量が3.5t以下のもの	74	76
専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（二輪自動車を除く。）		72	76
小型自動車（二輪自動車に限る。）		72	73
軽自動車（二輪自動車に限る。）		71	73

2 (略)

(大型後部反射器)

第55条 大型後部反射器の反射光の色、明るさ、反射部の形状等に関し保安基準第38条の2第2項の告示で定める基準は、協定規則第70号の技術的な要件（協定規則第70号改訂版の補足第5改訂版の技術的な要件（規則6.及び7.に限る。）をいう。以下同じ。）に定める基準とする。

2 大型後部反射器の取付位置、取付方法等に関し保安基準第38条の2第3項の告示で定める基準は、二輪自動車、側車付二輪自動車及びカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車にあっては別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とし、二輪自動車、側車付二輪自動車及びカタピラ及びそりを有する軽自動車にあっては別添53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とする。

(車枠及び車体)

第100条 (略)

2～3 (略)

4 (略)

一～八 (略)

九 貨物自動車に備える簡易クレーンのクレーンブームであって、その車両前方への突出量及び前部の取付け高さが次に該当するもの

イ 最前部の車軸中心からクレーンブームの最前端までの水平距離が軸距の3分の2を超えるもの

ロ クレーン部を除く自動車の最前端からクレーンブームの最前端までの水平距離が1mを超えるもの

ハ クレーンブームの最前端の下縁の高さが地上1.8m未満のもの

十 (略)

5～9 (略)

10 車枠及び車体のオフセット衝突時の乗車人員の保護に係る性能に関し保安基準第18

原動機の最高出力が150kW以下のもの	全輪駆動車以外のもの	79	80
	車両総重量が3.5t以下のもの	74	76
専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（二輪自動車を除く。）		72	76
小型自動車（二輪自動車に限る。）		72	73
軽自動車（二輪自動車に限る。）		71	73

2 (略)

(大型後部反射器)

第55条 大型後部反射器の反射光の色、明るさ、反射部の形状等に関し、保安基準第38条の2第2項の告示で定める基準は、別添69「大型後部反射器の技術基準」に定める基準とする。ただし、法第75条の2第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合にあっては、別添69「大型後部反射器の技術基準」の2.13.及び4.4.の規定は適用しないものとする。

2 大型後部反射器の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第38条の2第3項の告示で定める基準は、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車にあっては別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とし、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあっては別添53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とする。

(車枠及び車体)

第100条 (略)

2～3 (略)

4 (略)

一～八 (略)

九 貨物自動車に備える簡易クレーンのクレーンブームであって、クレーンブームの車両前方への突出量及びクレーンブームの前部の取付け高さが次に該当するもの

イ 最前部の車軸中心からクレーンブームの最前端までの水平距離が軸距の3分の2を超えるもの

ロ クレーン部を除く自動車の最前端からクレーンブームの最前端までの水平距離が1mを超えるもの

ハ クレーンブームの最前端の下縁の高さが地上1.8m未満のもの

十 (略)

5～9 (略)

10 車枠及び車体のオフセット衝突時の乗車人員の保護に係る性能に関し、保安基準第

条第3項の告示で定める基準は、協定規則第94号の技術的な要件に定める基準とする。この場合において、運転者席より前方の部分が指定自動車等と同一の構造を有する車枠及び車体であり、かつ、当該車両の前面からの衝撃吸収性能を損なうおそれのある損傷のないものは、この基準に適合するものとする。ただし、貨物の運送の用に供する軽自動車にあっては、協定規則第94号の技術的な要件によるほか、ダミーの搭載時における座席の前後方向の位置及びダミーの骨盤骨の角度の調整については、別添23「前面衝突時の乗員保護の技術基準」に定める方法によることができる。

11～17 (略)

(前部潜り込み防止装置)

第102条の2 前部潜り込み防止装置の強度、形状等に関し保安基準第18条の2第5項の告示で定める基準は、その性能を損なうおそれのある損傷のないものであり、かつ、取付けが確実になされたものであるほか、次のいずれかに掲げる基準を満たすものとする。

一 車両総重量が7.5tを超える貨物の運送の用に供する自動車に備える前部潜り込み防止装置にあっては、別添107「前部潜り込み防止装置の技術基準」に定める基準とする。ただし、衝突した自動車の車体前部が潜り込むことを防止する構造又は装置が別添108「前部潜り込み防止装置取付装置等の技術基準」に定める基準に適合する場合にあっては、この限りでない。

二 車両総重量が3.5tを超え7.5t以下の貨物の運送の用に供する自動車に備える前部潜り込み防止装置にあっては、堅ろうであり、かつ、板状その他の自動車が衝突した場合に当該衝突した自動車の車体前部が潜り込むことを有効に防止することができる形状のものとする。

2 次に掲げる前部潜り込み防止装置は、前項各号の基準に適合するものとする。

イ 指定自動車等に備える前部潜り込み防止装置と同一の構造を有し、かつ、それと同一の位置又はそれより前方に備えられた前部潜り込み防止装置

ロ 法第75条の2第1項の規定に基づく装置の指定を受けた前部潜り込み防止装置

ハ 別添107「前部潜り込み防止装置の技術基準」に準ずる性能を有する前部潜り込み防止装置

3 保安基準第18条の2第5項の前部潜り込み防止装置を備えることができないものとして告示で定める自動車は、全輪駆動車、前部潜り込み防止装置を備えることにより本来の性能を損なうこととなる特殊な装備を有する自動車及び特殊な装備を装着するために前部潜り込み防止装置を装着することが困難な自動車をいう。

4 保安基準第18条の2第5項ただし書の告示で定める自動車は、次のいずれかに掲げる要件に適合する構造を有するものとする。

二 車両総重量が7.5tを超える貨物の運送の用に供する自動車にあっては、次に掲げる要件を満たすこと。

イ 車体前面の構造部の平面部の高さは、車両中心線に平行な鉛直面において100mm以上(車両総重量が12tを超える自動車にあっては120mm以上)であって、当該構造部の最外縁は最前軸のタイヤの最外側から車両中心線に直交する鉛直面にお

18条第3項の告示で定める基準は、別添104「オフセット衝突時の乗員保護の技術基準」に定める基準とする。この場合において、次の各号に掲げる車枠及び車体は、この基準に適合するものとする。

一 運転者席より前方の部分が指定自動車等と同一の構造を有する車枠及び車体であ

二 協定規則第94号に適合するもの

11～17 (略)

- いて車両の内側に100mm以内又は運転台への乗降口のステップの最外側から車両中心線に直交する鉛直面において車両の内側に200mm以内にあること。
- ロ 車体前面の構造部の平面部の下縁の高さは、空車状態において地上400mm以下（コンクリート・ミキサー車及びダンプ車にあっては、地上450mm以下）にあること。
- ハ 車体前面の構造部の平面部と空車状態における地上1.8m以下にある当該自動車の前端をそれぞれ車両中心線に平行な鉛直面に投影したときの水平方向の距離は、400mm以下であること。
- ニ 車両総重量が3.5tを超え7.5t以下の貨物の運送の用に供する自動車にあっては、車体前面の構造部の平面部の下縁の高さが、空車状態において地上400mm以下であること。
- 5 前部潜り込み防止装置の取付位置、取付方法等に関し保安基準第18条の2第6項の告示で定める基準は、次のいずれかに掲げる基準とする。
- 一 車両総重量が7.5tを超える貨物の運送の用に供する自動車に備える前部潜り込み防止装置にあっては、次に掲げる基準に適合すること。
- イ 平面部の下縁の高さは、空車状態において地上400mm以下（コンクリート・ミキサー車及びダンプ車にあっては、地上450mm以下）であること。
- ロ 最外縁は、最前軸の車輪を覆う泥よけの最外側（泥よけを有しない自動車にあっては、最前軸の車輪の近傍にある自動車の最外側）より車両中心線に直交する鉛直面において車両の内側にあり、かつ、最前軸のタイヤの最外側から車両中心線に直交する鉛直面において車両の内側に100mm以内又は運転台への乗降口のステップの最外側から車両中心線に直交する鉛直面において車両の内側に200mm以内であること。
- ハ 平面部と空車状態における地上1.8m以下にある当該自動車の前端をそれぞれ車両中心線に平行な鉛直面に投影したときの水平方向の距離は400mm以内であり、かつ、平面部が自動車の前端に近い位置にあること。
- ニ 衝撃等によりゆるみ等を生じないように確実に取り付けること。
- 三 車両総重量が3.5tを超え7.5t以下の貨物の運送の用に供する自動車に備える前部潜り込み防止装置にあっては、次に掲げる基準に適合すること。
- イ 平面部は、空車状態においてその下縁の高さが地上400mm以下であること。
- ロ 衝撃等によりゆるみ等を生じないように確実に取り付けること。
- 6 前項第1号の基準を満たす前部潜り込み防止装置は、当該自動車に取り付けた状態のまま、その位置を変えることができる。この場合において、当該前部潜り込み防止装置は取り付けられた位置から意図せず移動しないように確実に取り付けられる構造を有し、かつ、その位置を移動させるための操作は容易に行うことができるものでなければならない。

（大型後部反射器）

第133条 大型後部反射器の反射光の色、明るさ、反射部の形状等に関し保安基準第38条の2第2項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。この場合におい

（大型後部反射器）

第133条 大型後部反射器の反射光の色、明るさ、反射部の形状等に関し、保安基準第38条の2第2項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。この場合にお

て、大型後部反射器の反射部の取扱いは、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第2章第2節及び同章第3節関係）」によるものとする。

一 大型後部反射器は、反射部又は反射部及び蛍光部からなる一辺の長さが130mm以上、幅が130mm以上150mm以下（被牽引自動車に備えるものにあつては、195mm以上230mm以下）の長方形であり、かつ、その長さの合計が1,130mm以上2,300mm以下であること。

二 被牽引自動車に備えるものは、黄色の反射部が赤色の反射部又は蛍光部により囲まれており、かつ、当該反射部又は蛍光部の幅は40±1mmであること。

三 被牽引自動車以外の自動車に備えるものは、黄色の反射部及び赤色の反射部又は蛍光部からなる45±5°の角度をなす縞模様であり、かつ、その幅は100±2.5mmであること。

四 大型後部反射器は、前条第1項第3号前段の基準に準じたものであること。

五 大型後部反射器は、昼間においてその後方150mの位置からその赤色部を確認できるものであること。

六 大型後部反射器は、反射器が損傷し、又は反射面が著しく汚損しているものでないこと。

2 次に掲げる大型後部反射器であつて、その性能を損なう損傷のないものは、前項各号の基準に適合するものとする。

一 指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた大型後部反射器

二 法第75条の2第1項の規定に基づき装置の指定を受けた大型後部反射器

三 前号に準ずる性能を有する大型後部反射器

3 大型後部反射器の取付位置、取付方法等に関し保安基準第38条の2第3項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。この場合において、大型後部反射器の反射部、個数及び取付位置の測定方法は、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第2章第2節及び同章第3節関係）」によるものとする。

一 大型後部反射器の数は、1個、2個又は4個であること。

二 大型後部反射器は、その下縁の高さが地上0.25m以上（セミトレーラであり、かつ、その構造上、大型後部反射器を地上0.25m以上の位置に取り付けることができなない場合においては、地上0.25mより下のできるだけ高い位置）及びその上縁の高さが地上1.5m以下（自動車の構造上、大型後部反射器を地上1.5m以下の位置に取り付けることができなない場合においては、地上2.1mより下であり、かつ、地上1.5mを超えるできるだけ低い位置）となるように取り付けること。

三 大型特殊自動車（ボール・トレーラを除く。）、小型特殊自動車及びセミトレーラを牽引する牽引自動車以外の自動車に備える大型後部反射器の反射部及び蛍光部は、当該大型後部反射器の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平面より上方15°の平面及び下方15°の平面（当該大型後部反射器の上縁の高さが地上0.75m未

いて、大型後部反射器の反射部の取扱いは、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第2章第2節及び同章第3節関係）」によるものとする。

一 大型後部反射器は、反射部及び蛍光部から成る一辺が130mm以上の長方形であること。

二 大型後部反射器の反射部の面積（2以上の大型後部反射器を備える場合は、その和）は、800cm²以上であること。

三 大型後部反射器の蛍光部の面積（2以上の大型後部反射器を備える場合は、その和）は、400cm²以上であること。

四 大型後部反射器は、前条第1項第3号前段の基準に準じたものであること。

五 大型後部反射器は、昼間にその後方150mの距離からその蛍光を確認できるものであること。

六 大型後部反射器による反射光の色は、黄色であること。

七 大型後部反射器による蛍光の色は、赤色であること。

八 大型後部反射器は、反射器が損傷し、又は反射面が著しく汚損しているものでないこと。

2 次に掲げる大型後部反射器であつて、その機能を損なう損傷等のないものは、前項各号の基準に適合するものとする。

一 指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた大型後部反射器

二 法第75条の2第1項の規定に基づき装置の指定を受けた大型後部反射器又はこれに準ずる性能を有する大型後部反射器

3 大型後部反射器の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第38条の2第3項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。この場合において、大型後部反射器の反射部、個数及び取付位置の測定方法は、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第2章第2節及び同章第3節関係）」によるものとする。

一 大型後部反射器の数は、4個以下であること。

二 大型後部反射器は、その上縁の高さが地上1.5m以下となるように取り付けられていること。

満の位置に取り付けられている場合にあつては、下方5°の平面)並びに大型後部反射器の中心を含む自動車の進行方向に平行な鉛直面より大型後部反射器の左右それぞれ30°の平面により囲まれる範囲において、すべての位置から見通すことができるように取り付けること。ただし、自動車の構造上、すべての位置から見通すことができるように取り付けることができない場合にあつては、可能な限り見通すことができるように取り付けること。

四 大型後部反射器(後面が左右対称でない自動車に備えるものを除く。)は、車両中心線上の鉛直面に対して対称の位置に取り付けること。この場合において、縞模様のものにあつては、当該縞模様が車両中心線上の鉛直面に対して対称となるように取り付けること。

五 大型後部反射器は、自動車の後面にそれを後ろに向けて、その下端が水平になるように取り付けること。

六 大型後部反射器は、その取付部及びレンズ取付部にゆるみ等第1項に掲げる性能を損なわないように取り付けなければならない。

4 指定自動車等に備えられた大型後部反射器と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたものであつてその性能を損なう損傷のないものは、前項各号の基準に適合するものとする。

(方向指示器)

第137条 (略)

一 方向指示器は、方向の指示を表示する方向100m(第3項第3号、第4号(自動車の両側面の中央部に備える方向指示器を除く。)、第5号又は第6号(第4号の規定により自動車の両側面の中央部に備える方向指示器を除く。))の規定により自動車の両側面に備えるものにあつては、30m)の位置から、昼間において点灯を確認できるものであり、かつ、その照射光線は、他の交通を妨げないものであること。この場合において、次の第1表(平成17年12月31日までに製作された自動車にあつては、第2表)に掲げる要件を満たす方向指示器であり、かつ、その性能が正常であるものは、この基準に適合するものとする。

第1表

方向指示器の種類	自動車の種類	要件	
		光源のW数	照明部の面積
イ 方向の指示を前方又は後方に対して表示するための方向指示器	長さが6m以上の自動車	15W以上 60W以下	40cm ² 以上
	二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及びカタピラ及びそりを有する軽自動車	10W以上 60W以下	7cm ² 以上

三 大型後部反射器は、車両中心面に対して対称の位置に取り付けられていること(後面が左右対称でない自動車の大型後部反射器を除く。)

四 大型後部反射器は、自動車の前方に表示しないように取り付けられていること。

五 大型後部反射器は、その取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等第1項に掲げる性能を損なわないように取り付けられなければならない。

4 指定自動車等に備えられた大型後部反射器と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた大型後部反射器であつてその機能を損なう損傷等のないものは、前項各号の基準に適合するものとする。

(方向指示器)

第137条 (略)

一 方向指示器は、方向の指示を表示する方向100m(第3項第3号、第4号(両側面の中央部に備える方向指示器を除く。)、第5号又は第6号(第4号の規定により両側面の中央部に備える方向指示器を除く。))の規定により自動車の両側面に備える方向指示器にあつては、30m)の距離から昼間において点灯を確認できるものであり、かつ、その照射光線は、他の交通を妨げないものであること。この場合において、次の第1表(平成17年12月31日までに製作された自動車にあつては、第2表)に掲げる性能を有するものであつて、かつ、その機能が正常である方向指示器は、この基準に適合するものとする。

第1表

方向指示器の種類	自動車の種類	要件	
		光源のW数	照明部の面積
イ 方向の指示を前方又は後方に対して表示するための方向指示器	昭和35年4月1日以後に製作された長さ6m以上の自動車	15W以上 60W以下	40cm ² 以上
	昭和35年4月1日以後に製作された二輪自動車及び側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車		7cm ² 以上
	昭和35年3月31日以前に製作された二輪自動車及び側車付	15W以上	二

	その他	15W以上 60W以下	20cm ² 以上
ロ 第3項第3号、第4号、第5号又は第6号の規定により自動車の両側に備える方向指示器（第4項第9号に規定するものを除く。）	平成22年4月1日以後に製作された長さが6mを超える自動車	6W以上 60W以下	20cm ² 以上 （※1）
	平成22年3月31日以前に製作された長さが6m以上の自動車及び平成22年4月1日以後に製作された長さが6mの自動車	3W以上 60W以下	20cm ² 以上 （※1）
	その他	3W以上 30W以下	10cm ² 以上 （※1）
ハ 第4項第9号の規定により自動車の両側に備える方向指示器		15W以上 60W以下	40cm ² 以上 （※1）

※1：各照明部の車両中心線上の鉛直面への投影面積及びそれと45°に交わる鉛直面への投影面積をいう。

第2表

方向指示器の種類	自動車の種類	要件	
		光源のW数	照明部の面積
イ 方向の指示を前方又は後方に対して表示するための方向指示器	昭和35年4月1日以後に製作された長さが6m以上の自動車	15W以上	40cm ² 以上
	三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに昭和35年4月1日以後に製作された二輪自動車及び側車付二輪自動車	10W以上	7cm ² 以上
	昭和35年3月31日以前に製作された二輪自動車及び側車付二輪自動車	15W以上	—
	その他	15W以上	20cm ² 以上
ロ 第3項第3号、第4号、第5号又	昭和44年10月1日以後に製作された長さが6m以上の自動	3W以上	20cm ² 以上 （※1）

	二輪自動車 その他	15W以上 60W以下	20cm ² 以上
ロ 第3項第3号、第4号、第5号又は第6号の規定により自動車の両側に備える方向指示器（第4項第9号に規定するものを除く。）	平成22年4月1日以後に製作された長さが6mを超える自動車	6W以上 60W以下	20cm ² 以上 （※1）
	昭和44年10月1日から平成22年3月31日以前に製作された長さが6m以上の自動車	3W以上 60W以下	20cm ² 以上 （※1）
	昭和44年9月30日以前に製作された自動車	3W以上	20cm ² 以上 （※2）
	その他	3W以上 30W以下	10cm ² 以上 （※1）
ハ 第4項第9号の規定により自動車の両側に備える方向指示器		15W以上 60W以下	40cm ² 以上 （※1）

※1：各照明部の車両中心面への投影面積及び車両中心面と45°に交わる鉛直面への投影面積をいう。

※2：各照明部の車両中心面（専ら後側方に対して表示するためのものにあつては、車両中心面と45°に交わる鉛直面）への投影面積をいう。

第2表

方向指示器の種類	自動車の種類	要件	
		光源のW数	照明部の面積
イ 方向の指示を前方又は後方に対して表示するための方向指示器	昭和35年4月1日以後に製作された長さが6m以上の自動車	15W以上	40cm ² 以上
	昭和35年4月1日以後に製作された二輪自動車及び側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車		7cm ² 以上
	昭和35年3月31日以前に製作された二輪自動車及び側車付二輪自動車		—
	その他		20cm ² 以上
ロ 第3項第3号、第4号、第5号又	昭和44年10月1日以後に製作された長さが6m以上の自動車	3W以上	20cm ² 以上 （※1）

は第6号の規定により自動車の両側に備える方向指示器(第4項第9号に規定するものを除く。)	車		
	昭和44年9月30日以前に製作された自動車	3W以上	20cm ² 以上 (※2)
	その他	3W以上	10cm ² 以上 (※1)
ハ 第4項第9号の規定により自動車の両側に備える方向指示器		15W以上	40cm ² 以上 (※1)

は第6号の規定により自動車の両側に備える方向指示器(第4項第9号に規定するものを除く。)	昭和44年9月30日以前に製作された自動車	3W以上	20cm ² 以上 (※2)
	その他	3W以上	10cm ² 以上 (※1)
ハ 第4項第9号の規定により自動車の両側に備える方向指示器		15W以上	40cm ² 以上 (※1)

※1: 各照明部の車両中心線上の鉛直面への投影面積及びそれと45°に交わる鉛直面への投影面積をいう。
 ※2: 各照明部の車両中心線上の鉛直面(専ら後側方に対して表示するためのもの)にあっては、それと45°に交わる後側方の鉛直面)への投影面積をいう。
 二~四 (略)
 2~5 (略)

※1: 各照明部の車両中心面への投影面積及び車両中心面と45°に交わる鉛直面への投影面積をいう。
 ※2: 各照明部の車両中心面(専ら後側方に対して表示するためのもの)にあっては、車両中心面と45°に交わる鉛直面)への投影面積をいう。
 二~四 (略)
 2~5 (略)

(車枠及び車体)
 第178条 (略)
 2~3 (略)
 4 (略)
 一~八 (略)
 九 貨物自動車に備える簡易クレーンのクレーンブームであって、その車両前方への突出量及び前端的取付け高さが次に該当するもの
 イ 最前部の車軸中心からクレーンブームの最前端までの水平距離が軸距の3分の2を超えるもの
 ロ クレーン部を除く自動車の最前部からクレーンブームの最前端までの水平距離が1mを超えるもの
 ハ クレーンブームの最前端の下縁の高さが地上1.8m未満のもの
 十 (略)
 5~13 (略)

(車枠及び車体)
 第178条 (略)
 2~3 (略)
 4 (略)
 一~八 (略)
 九 貨物自動車に備える簡易クレーンのクレーンブームであって、クレーンブームの車両前方への突出量及びクレーンブームの前端の取付高さが次に該当するもの
 イ 最前部の車軸中心からクレーンブームの最前端までの水平距離が軸距の3分の2を超えるもの
 ロ クレーン部を除く自動車の最前部からクレーンブームの最前端までの水平距離が1mを超えるもの
 ハ クレーンブームの最前端の下縁の高さが地上1.8m未満のもの
 十 (略)
 5~13 (略)

(前部潜り込み防止装置)
 第180条の2 前部潜り込み防止装置の強度、形状等に関し保安基準第18条の2第5項の告示で定める基準は、その性能を損なうおそれのある損傷のないものであり、かつ、取付けが確実になされたものであるほか、次のいずれかに掲げる基準を満たすものとする。
 一 車両総重量が7.5tを超える貨物の運送の用に供する自動車に備える前部潜り込

み防止装置にあっては、他の自動車と衝突した場合にその自動車の車体前部が著しく潜り込むことを有効に防止することができる構造であるものとする。この場合において、次に掲げる要件を満たすものはこの基準に適合するものとする。

イ 平面部の高さは、車両中心線に平行な鉛直面において100mm以上（車両総重量が12tを超える自動車にあっては120mm以上）であること。

ロ 端部が前方に曲がっておらず、かつ、鋭い突起を有するものその他歩行者等に接触した場合に当該歩行者等に傷害を与えるおそれのあるものでないこと。

二 車両総重量が3.5tを超え7.5t以下の貨物の運送の用に供する自動車に備える前部潜り込み防止装置にあっては、堅ろうであり、かつ、板状その他の自動車が衝突した場合に当該衝突した自動車の車体前部が潜り込むことを有効に防止することができる形状のものとする。

2. 次に掲げる前部潜り込み防止装置は、前項各号の基準に適合するものとする。

イ 指定自動車等に備える前部潜り込み防止装置と同一の構造を有し、かつ、それと同一の位置又はそれより前方に備えられた前部潜り込み防止装置

ロ 法第75条の2第1項の規定に基づく装置の指定を受けた前部潜り込み防止装置

ハ 別添107「前部潜り込み防止装置の技術基準」に準ずる性能を有する前部潜り込み防止装置

3. 保安基準第18条の2第5項の前部潜り込み防止装置を備えることができないものとして告示で定める自動車は、全輪駆動車、前部潜り込み防止装置を備えることにより本来の性能を損なうこととなる特殊な装備を有する自動車及び特殊な装備を装着するために前部潜り込み防止装置を装着することが困難な自動車をいう。

4. 保安基準第18条の2第5項ただし書の告示で定める自動車は、次のいずれかに掲げる要件に適合する構造を有するものとする。

一 車両総重量が7.5tを超える貨物の運送の用に供する自動車にあっては、次に掲げる要件を満たすこと。

イ 車体前面の構造部の平面部の高さは、車両中心線に平行な鉛直面において100mm以上（車両総重量が12tを超える自動車にあっては120mm以上）であって、当該構造部の最外縁は最前軸のタイヤの最外側から車両中心線に直交する鉛直面において車両の内側に100mm以内又は運転台への乗降口のステップの最外側から車両中心線に直交する鉛直面において車両の内側に200mm以内にあること。

ロ 車体前面の構造部の平面部の下縁の高さは、空車状態において地上400mm以下（コンクリート・ミキサ車及びダンプ車にあっては、地上450mm以下）にあること。

ハ 車体前面の構造部の平面部と空車状態における地上1.8m以下にある当該自動車の前端をそれぞれ車両中心線に平行な鉛直面に投影したときの水平方向の距離は、400mm以下であること。

二 車両総重量が3.5tを超え7.5t以下の貨物の運送の用に供する自動車にあっては、車体前面の構造部の平面部の下縁の高さが、空車状態において地上400mm以下であること。

5. 前部潜り込み防止装置の取付位置、取付方法等に関し保安基準第18条の2第6項の

告示で定める基準は、次のいずれかに掲げる基準とする。

二 車両総重量が7.5tを超える貨物の運送の用に供する自動車に備える前部潜り込み防止装置にあっては、次に掲げる基準に適合すること。

イ 平面部の下縁の高さは、空車状態において地上400mm以下（コンクリート・ミキサー車及びダンプ車にあっては、地上450mm以下）であること。

ロ 最外縁は、最前軸の車輪を覆う泥よけの最外側（泥よけを有しない自動車にあっては、最前軸の車輪の近傍にある自動車の最外側）より車両中心線に直交する鉛直面において車両の内側にあり、かつ、最前軸のタイヤの最外側から車両中心線に直交する鉛直面において車両の内側に100mm以内又は運転台への乗降口のステップの最外側から車両中心線に直交する鉛直面において車両の内側に200mm以内であること。

ハ 平面部と空車状態における地上1.8m以下にある当該自動車の前端をそれぞれ車両中心線に平行な鉛直面に投影したときの水平方向の距離は400mm以内であり、かつ、平面部が自動車の前端に近い位置にあること。

ニ 衝撃等によりゆりみ等を生じないように確実に取り付けること。

三 車両総重量が3.5tを超え7.5t以下の貨物の運送の用に供する自動車に備える前部潜り込み防止装置にあっては、次に掲げる基準に適合すること。

イ 平面部は、空車状態においてその下縁の高さが地上400mm以下であること。

ロ 衝撃等によりゆりみ等を生じないように確実に取り付けること。

6 前項第1号の基準を満たす前部潜り込み防止装置は、当該自動車に取り付けた状態のまま、その位置を変えることができる。この場合において、当該前部潜り込み防止装置は取り付けられた位置から意図せず移動しないように確実に取り付けられる構造を有し、かつ、その位置を移動させるための操作は容易に行うことができるものでなければならない。

(大型後部反射器)

第211条 大型後部反射器の反射光の色、明るさ、反射部の形状等に関し保安基準第38条の2第2項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。この場合において、大型後部反射器の反射部の取扱いは、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第2章第2節及び同章第3節関係）」によるものとする。

一 大型後部反射器は、反射部又は反射部及び蛍光部からなる一辺の長さが130mm以上、幅が130mm以上150mm以下（被牽引自動車に備えるものにおいては、195mm以上230mm以下）の長方形であり、かつ、その長さの合計が1,130mm以上2,300mm以下であること。

二 被牽引自動車に備えるものは、黄色の反射部が赤色の反射部又は蛍光部により囲まれており、かつ、当該反射部又は蛍光部の幅は 40 ± 1 mmであること。

三 被牽引自動車以外の自動車に備えるものは、黄色の反射部及び赤色の反射部又は蛍光部からなる $45 \pm 5^\circ$ の角度をなす縞模様であり、かつ、その幅は 100 ± 2.5 mmであること。

四 大型後部反射器は、前条第1項第3号前段の基準に準じたものであること。

(大型後部反射器)

第211条 大型後部反射器の反射光の色、明るさ、反射部の形状等に関し、保安基準第38条の2第2項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。この場合において、大型後部反射器の反射部の取扱いは、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第2章第2節及び同章第3節関係）」によるものとする。

一 大型後部反射器は、反射部及び蛍光部から成る一辺が130mm以上の長方形であること。

二 大型後部反射器の反射部の面積（2以上の大型後部反射器を備える場合は、その和）は、 800cm^2 以上であること。

三 大型後部反射器の蛍光部の面積（2以上の大型後部反射器を備える場合は、その和）は、 400cm^2 以上であること。

四 大型後部反射器は、前条第1項第3号前段の基準に準じたものであること。

五 大型後部反射器は、昼間においてその後方150mの位置からその赤色部を確認できるものであること。

六 大型後部反射器は、反射器が損傷し、又は反射面が著しく汚損しているものでないこと。

2 次に掲げる大型後部反射器であつて、その性能を損なう損傷のないものは、前項各号の基準に適合するものとする。

一 指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた大型後部反射器

二 法第75条の2第1項の規定に基づき装置の指定を受けた大型後部反射器

三 前号に準ずる性能を有する大型後部反射器

3 大型後部反射器の取付位置、取付方法等に関し保安基準第38条の2第3項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。この場合において、大型後部反射器の反射部、個数及び取付位置の測定方法は、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第2章第2節及び同章第3節関係）」によるものとする。

一 大型後部反射器の数は、1個、2個又は4個であること。

二 大型後部反射器は、その下縁の高さが地上0.25m以上（セミトレーラであり、かつ、その構造上、大型後部反射器を地上0.25m以上の位置に取り付けることができない場合においては、地上0.25mより下のできるだけ高い位置）及びその上縁の高さが地上1.5m以下（自動車の構造上、大型後部反射器を地上1.5m以下の位置に取り付けることができない場合においては、地上2.1mより下であり、かつ、地上1.5mを超えるできるだけ低い位置）となるように取り付けること。

三 大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）、小型特殊自動車及びセミトレーラを牽引する牽引自動車以外の自動車に備える大型後部反射器の反射部及び蛍光部は、当該大型後部反射器の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平面より上方15°の平面及び下方15°の平面（当該大型後部反射器の上縁の高さが地上0.75m未満の位置に取り付けられている場合にあつては、下方5°の平面）並びに大型後部反射器の中心を含む自動車の進行方向に平行な鉛直面より大型後部反射器の左右それぞれ30°の平面により囲まれる範囲において、すべての位置から見通すことができるように取り付けること。ただし、自動車の構造上、すべての位置から見通すことができるように取り付けることができない場合にあつては、可能な限り見通すことができるように取り付けること。

四 大型後部反射器（後面が左右対称でない自動車に備えるものを除く。）は、車両中心線上の鉛直面に対して対称の位置に取り付けること。この場合において、縞模様のものであつては、当該縞模様が車両中心線上の鉛直面に対して対称となるように取り付けること。

五 大型後部反射器は、自動車の後面にそれを後ろに向けて、その下端が水平になる

五 大型後部反射器は、昼間にその後方150mの距離からその蛍光を確認できるものであること。

六 大型後部反射器による反射光の色は、黄色であること。

七 大型後部反射器による蛍光の色は、赤色であること。

八 大型後部反射器は、反射器が損傷し、又は反射面が著しく汚損しているものでないこと。

2 次に掲げる大型後部反射器であつて、その機能を損なう損傷等のないものは、前項各号の基準に適合するものとする。

一 指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた大型後部反射器

二 法第75条の2第1項の規定に基づき装置の指定を受けた大型後部反射器又はこれに準ずる性能を有する大型後部反射器

3 大型後部反射器の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第38条の2第3項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。この場合において、大型後部反射器の反射部、個数及び取付位置の測定方法は、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第2章第2節及び同章第3節関係）」によるものとする。

一 大型後部反射器の数は、4個以下であること。

二 大型後部反射器は、その上縁の高さが地上1.5m以下となるように取り付けられていること。

三 大型後部反射器は、車両中心面に対して対称の位置に取り付けられていること（後面が左右対称でない自動車の大型後部反射器を除く。）。

四 大型後部反射器は、自動車の前方に表示しないように取り付けられていること。

ように取り付けること。

六 大型後部反射器は、その取付部及びレンズ取付部にゆるみ等第1項に掲げる性能を損なわないように取り付けなければならない。

4 指定自動車等に備えられた大型後部反射器と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたものであってその性能を損なう損傷のないものは、前項各号の基準に適合するものとする。

(方向指示器)

第215条 (略)

一 方向指示器は、方向の指示を表示する方向100m(第3項第3号、第4号(自動車の両側面の中央部に備える方向指示器を除く。)、第5号又は第6号(第4号の規定により自動車の両側面の中央部に備える方向指示器を除く。))の規定により自動車の両側面に備えるもの~~にあつては、30m)の位置から、~~昼間において点灯を確認できるものであり、かつ、その照射光線は、他の交通を妨げないものであること。この場合において、次の第1表(平成17年12月31日までに製作された自動車にあつては、第2表)に掲げる要件を満たす方向指示器であり、かつ、その性能が正常であるものは、この基準に適合するものとする。

第1表

方向指示器の種類	自動車の種類	要件	
		光源のW数	照明部の面積
イ 方向の指示を前方又は後方に対して表示するための方向指示器	長さが6m以上の自動車	15W以上 60W以下	40cm ² 以上
	二輪自動車、側車付二輪自動車並びに三輪自動車及びカタピラ及びびそりを有する軽自動車	10W以上 60W以下	7cm ² 以上
	その他	15W以上 60W以下	20cm ² 以上
ロ 第3項第3号、第4号、第5号又は第6号の規定により自動車の両側面に備える方向指示器(第4項第9号に規定するものを除く。)	平成22年4月1日以後に製作された長さが6mを超える自動車	6W以上 60W以下	20cm ² 以上 (※1)
	平成22年3月31日以前に製作された長さが6m以上の自動車及び平成22年4月1日以後に製作された長さが6mの自動車	3W以上 60W以下	20cm ² 以上 (※1)

五 大型後部反射器は、その取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等第1項に掲げる性能を損なわないように取り付けられなければならない。

4 指定自動車等に備えられた大型後部反射器と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた大型後部反射器であつてその機能を損なう損傷のないものは、前項各号の基準に適合するものとする。

(方向指示器)

第215条 (略)

一 方向指示器は、方向の指示を表示する方向100m(第3項第3号、第4号(両側面の中央部に備える方向指示器を除く。))、第5号又は第6号(第4号の規定により両側面の中央部に備える方向指示器を除く。))の規定により自動車の両側面に備える方向指示器~~にあつては、30m)の距離から~~昼間において点灯を確認できるものであり、かつ、その照射光線は、他の交通を妨げないものであること。この場合において、次の第1表(平成17年12月31日までに製作された自動車にあつては、第2表)に掲げる性能を有するものであつて、かつ、その機能が正常である方向指示器は、この基準に適合するものとする。

第1表

方向指示器の種類	自動車の種類	要件	
		光源のW数	照明部の面積
イ 方向の指示を前方又は後方に対して表示するための方向指示器	昭和35年4月1日以後に製作された長さが6m以上の自動車	15W以上 60W以下	40cm ² 以上
	昭和35年4月1日以後に製作された二輪自動車及び側車付二輪自動車並びにカタピラ及びびそりを有する軽自動車		7cm ² 以上
	昭和35年3月31日以前に製作された二輪自動車及び側車付二輪自動車	15W以上	二
	その他	15W以上 60W以下	20cm ² 以上
ロ 第3項第3号、第4号、第5号又は第6号の規定により自動車の両側面に備える方向指示器(第4項第9号に規定するものを除く。)	平成22年4月1日以後に製作された長さが6mを超える自動車	6W以上 60W以下	20cm ² 以上 (※1)
	昭和44年10月1日から平成22年3月31日以前に製作された長さが6m以上の自動車	3W以上 60W以下	20cm ² 以上 (※1)
	昭和44年9月30日以前に製作された自動車	3W以上	20cm ² 以上 (※2)

	その他	3W以上 30W以下	10cm ² 以上 (※1)
ハ 第4項第9号の規定により自動車の両側面に備える方向指示器		15W以上 60W以下	40cm ² 以上 (※1)

※1：各照明部の車両中心線上の鉛直面への投影面積及びそれと45°に交わる鉛直面への投影面積をいう。

第2表

方向指示器の種類	自動車の種類	要件	
		光源のW数	照明部の面積
イ 方向の指示を前方又は後方に対して表示するための方向指示器	昭和35年4月1日以後に製作された長さ6m以上の自動車	15W以上	40cm ² 以上
	三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに昭和35年4月1日以後に製作された二輪自動車及び側車付二輪自動車	10W以上	7cm ² 以上
	昭和35年3月31日以前に製作された二輪自動車及び側車付二輪自動車	15W以上	—
	その他	15W以上	20cm ² 以上
ロ 第3項第3号、第4号、第5号又は第6号の規定により自動車の両側面に備える方向指示器（第4項第9号に規定するものを除く。）	昭和44年10月1日以後に製作された長さ6m以上の自動車	3W以上	20cm ² 以上 (※1)
	昭和44年9月30日以前に製作された自動車	3W以上	20cm ² 以上 (※2)
	その他	3W以上	10cm ² 以上 (※1)
ハ 第4項第9号の規定により自動車の両側面に備える方向指示器		15W以上	40cm ² 以上 (※1)

	その他	3W以上 30W以下	10cm ² 以上 (※1)
ハ 第4項第9号の規定により自動車の両側面に備える方向指示器		15W以上 60W以下	40cm ² 以上 (※1)

※1：各照明部の車両中心面への投影面積及び車両中心面と45°に交わる鉛直面への投影面積をいう。

※2：各照明部の車両中心面（専ら後側方に対して表示するためのものにあつては、車両中心面と45°に交わる鉛直面）への投影面積をいう。

第2表

方向指示器の種類	自動車の種類	要件	
		光源のW数	照明部の面積
イ 方向の指示を前方又は後方に対して表示するための方向指示器	昭和35年4月1日以後に製作された長さ6m以上の自動車	15W以上	40cm ² 以上
	昭和35年4月1日以後に製作された二輪自動車及び側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車		7cm ² 以上
	昭和35年3月31日以前に製作された二輪自動車及び側車付二輪自動車		—
	その他		20cm ² 以上
ロ 第3項第3号、第4号、第5号又は第6号の規定により自動車の両側面に備える方向指示器（第4項第9号に規定するものを除く。）	昭和44年10月1日以後に製作された長さ6m以上の自動車	3W以上	20cm ² 以上 (※1)
	昭和44年9月30日以前に製作された自動車	3W以上	20cm ² 以上 (※2)
	その他	3W以上	10cm ² 以上 (※1)
ハ 第4項第9号の規定により自動車の両側面に備える方向指示器		15W以上	40cm ² 以上 (※1)

<p>※1：各照明部の車両中心線上の鉛直面への投影面積及びそれと45°に交わる鉛直面への投影面積をいう。</p> <p>※2：各照明部の車両中心線上の鉛直面（専ら後側方に対して表示するためのもの）にあっては、それと45°に交わる後側方の鉛直面）への投影面積をいう。</p> <p>二～四（略）</p> <p>2～5（略）</p>	<p>※1：各照明部の車両中心面への投影面積及び車両中心面と45°に交わる鉛直面への投影面積をいう。</p> <p>※2：各照明部の車両中心面（専ら後側方に対して表示するためのもの）にあっては、車両中心面と45°に交わる鉛直面）への投影面積をいう。</p> <p>二～四（略）</p> <p>2～5（略）</p>
<p>（後写鏡）</p> <p>第267条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 次に掲げる後写鏡は、前項第3号の基準に適合しないものとする。ただし、平成18年12月31日以前に製作された原動機付自転車に備える後写鏡にあっては、第2号から第4号までの規定によらないことができる。</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 その形状が円形以外の鏡面にあっては、当該鏡面が直径78mmの円を内包しないもの、又は当該鏡面が縦120mm、横200mm（又は横120mm、縦120mm）の長方形により内包されないもの</p> <p>4～5（略）</p>	<p>（後写鏡）</p> <p>第267条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 次に掲げる後写鏡は、前項第3号の基準に適合しないものとする。ただし、平成18年12月31日以前に製作された原動機付自転車に備える後写鏡にあっては、第2号から第4号までの規定によらないことができる。</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 その形状が円形以外の鏡面にあっては、当該鏡面が直径78mm未満の円を内包しないもの、又は当該鏡面が縦120mm、横200mm（又は横120mm、縦120mm）の長方形により内包されないもの</p> <p>4～5（略）</p>
<p>（後写鏡）</p> <p>第283条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 次に掲げる後写鏡は、前項第3号の基準に適合しないものとする。ただし、平成18年12月31日以前に製作された原動機付自転車に備える後写鏡にあっては、第2号から第4号までの規定によらないことができる。</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 その形状が円形以外の鏡面にあっては、当該鏡面が直径78mmの円を内包しないもの、又は当該鏡面が縦120mm、横200mm（又は横120mm、縦120mm）の長方形により内包されないもの</p> <p>4～5（略）</p>	<p>（後写鏡）</p> <p>第283条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 次に掲げる後写鏡は、前項第3号の基準に適合しないものとする。ただし、平成18年12月31日以前に製作された原動機付自転車に備える後写鏡にあっては、第2号から第4号までの規定によらないことができる。</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 その形状が円形以外の鏡面にあっては、当該鏡面が直径78mm未満の円を内包しないもの、又は当該鏡面が縦120mm、横200mm（又は横120mm、縦120mm）の長方形により内包されないもの</p> <p>4～5（略）</p>
<p>別添52 灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準</p> <p>1.～3.2（略）</p> <p>3.3. 後退灯、方向指示器、制動灯、補助制動灯、車幅灯、尾灯、後部霧灯、非常点滅表示灯、駐車灯、側方灯、前部上側端灯、後部上側端灯、前部反射器、側方反射器、後部反射器及び大型後部反射器は、自動車に取り付けた状態において灯火等の基準軸が自動車を設置した路面に平行となるように取り付けなければならない。更に、側方</p>	<p>別添52 灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準</p> <p>1.～3.2（略）</p> <p>3.3. 後退灯、方向指示器、制動灯、補助制動灯、車幅灯、尾灯、後部霧灯、非常点滅表示灯、駐車灯、側方灯、前部上側端灯、後部上側端灯、<u>補助方向指示器</u>、前部反射器、側方反射器、後部反射器及び大型後部反射器は、自動車に取り付けた状態において灯火等の基準軸が自動車を設置した路面に平行となるように取り付けなければならない</p>

灯、大型貨物自動車等の両側面の中央部に備える方向指示器及び側方反射器にあっては、その基準軸が車両中心面に垂直となるように、後退灯、方向指示器、制動灯、補助制動灯、車幅灯、尾灯、後部霧灯、番号灯、非常点滅表示灯、駐車灯、前部上側端灯、後部上側端灯、前部反射器、後部反射器及び大型後部反射器にあっては、車両中心面に平行となるように、それぞれ取り付けなければならない。この場合において、灯火等の方向は、各方向において $\pm 3^\circ$ の公差範囲内で取り付ければよい。

3.4.～4.18.7. (略)

4.19. 大型後部反射器

4.19.1. 備付け

貨物の運送の用に供する普通自動車であって車両総重量が7t以上のものについては、4.16.又は4.17.の基準に適合する後部反射器を備えるほか、大型後部反射器を備えなければならない。

4.19.2. 取り付ける大型後部反射器の性能

大型後部反射器は、協定規則第70号の技術的な要件（協定規則第70号改訂版の補足第5改訂版の技術的な要件（規則6.及び7.に限る。）をいう。）の規定に適合するもの又は装置の型式の指定を受けたものでなければならない。

4.19.3. 数

大型後部反射器の数は、1個、2個又は4個でなければならない。

4.19.4. 取付位置

大型後部反射器は、その下縁の高さが地上250mm以上（セミトレーラであり、かつ、その自動車の構造上、大型後部反射器を地上250mm以上の位置に取り付けることができない場合においては、地上250mmより下のできるだけ高い位置）及びその上縁の高さが地上1,500mm以下（自動車の構造上、大型後部反射器を地上1,500mm以下の位置に取り付けることができない場合においては、地上2,100mmより下であり、かつ、地上1,500mmを超えるできるだけ低い位置）となるように取り付けなければならない。

4.19.5. 幾何学的視認性

大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）、小型特殊自動車及びセミトレーラを牽引する牽引自動車以外の自動車に備える大型後部反射器は、次に掲げる幾何学的視認性に係る角度 α 及び角度 β により定義される範囲内において、大型後部反射器の見かけの表面を見通すことができるように取り付けなければならない。

α 上方 15° 及び下方 15°

ただし、大型後部反射器の上縁の高さが地上750mm未満である場合にあつては、下方 5° まででもよい。

β 左右それぞれ 30°

4.19.6. 方向

大型後部反射器は、自動車の後面に、車両中心線に直交する鉛直面に対して 5° の範囲において後ろに向けるとともに、その下端が水平となるように取り付けなければならない。

縞模様的大型後部反射器は、縞模様が車両中心線上の鉛直面に対して対称となるよ

ない。更に、側方灯、補助方向指示器、大型貨物自動車等の両側面の中央部に備える方向指示器及び側方反射器にあっては、その基準軸が車両中心面に垂直となるように、後退灯、方向指示器、制動灯、補助制動灯、車幅灯、尾灯、後部霧灯、番号灯、非常点滅表示灯、駐車灯、前部上側端灯、後部上側端灯、前部反射器、後部反射器及び大型後部反射器にあっては、車両中心面に平行となるように取り付けられなければならない。この場合において、灯火等の方向は、各方向において $\pm 3^\circ$ の公差範囲内で取り付けられていなければならない。

3.4.～4.18.7. (略)

4.19. 大型後部反射器

4.19.1. 備付け

貨物の運送の用に供する普通自動車であって車両総重量が7t以上のものには、4.16.又は4.17.の基準に適合する後部反射器を備える他、大型後部反射器を備えなければならない。

4.19.2. 取り付ける大型後部反射器の性能

大型後部反射器は、別添「大型後部反射器の技術基準」の規定に適合するもの又は装置の型式の指定を受けたものでなければならない。

4.19.3. 数

大型後部反射器の数は、4個以下でなければならない。

4.19.4. 取付位置

大型後部反射器は、その上縁の高さが地上1.5m以下となるように取り付けられていなければならない。

うに取り付けなければならない。ただし、後面が左右対称でない自動車に備えるもの
にあつては、この限りでない。

4.20.～4.22.8.6. (略)

別添53 二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準

1.～5.13.3.4. (略)

5.14. 大型後部反射器

5.14.1. 自動車の後面には、本技術基準に定める基準に適合する後部反射器を備える
ほか、大型後部反射器を備えることができる。

5.14.2. 大型後部反射器は、協定規則第70号の技術的な要件（協定規則第70号改訂版
の補足第5改訂版の技術的な要件（規則6.及び7.に限る。）をいう。）の規定に適合
するものでなければならない。

5.14.3. 大型後部反射器は、前項に掲げる性能を損なわないように、及び次の基準に
適合するように取り付けなければならない。

5.14.3.1. 大型後部反射器の数は、1個、2個又は4個であること。

5.14.3.2. 大型後部反射器は、その下縁の高さが地上250mm以上及びその上縁の高さが
地上1,500mm以下（自動車の構造上、大型後部反射器を地上1,500mm以下の位置に取り
付けることができな場合においては、地上2,100mmより下であり、かつ、地上1,500
mmを超えるできるだけ低い位置）となるように取り付けなければならない

5.15.3.3. 大型後部反射器は、車両中心線上の鉛直面に対して対称の位置に取り付け
なければならない。ただし、後面が左右対称でない自動車に備えるものにあつては、
この限りでない。

5.14.3.4. 大型後部反射器は、その中心を通り自動車の進行方向に直交する水平面よ
り上方15°の平面及び下方15°の平面（大型後部反射器の上縁の高さが地上0.75m未
満となるように取り付けられている場合にあつては、下方5°の平面）並びに大型後
部反射器の中心を含む自動車の進行方向に平行な鉛直面より大型後部反射器の左右そ
れぞれ30°の平面により囲まれる範囲においてすべての位置から見通すことができ
るように取り付けなければならない。

5.14.3.5. 大型後部反射器は、自動車の後面に、車両中心線に直交する鉛直面に対し
て5°の範囲において後ろに向けるとともに、その下端が水平となるように取り付け
なければならない。

縞模様的大型後部反射器は、縞模様が車両中心線上の鉛直面に対して対称となるよ
うに取り付けなければならない。

別添105 再帰反射材の技術基準

1.～5.3.3. (略)

別紙1～別紙5 (略)

4.20.～4.22.8.6. (略)

別添53 二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準

1.～5.13.3.4. (略)

5.14. 大型後部反射器

5.14.1. 自動車の後面には、本技術基準に定める基準に適合する後部反射器を備える
ほか、大型後部反射器を備えることができる。

5.14.2. 大型後部反射器は、別添「大型後部反射器の技術基準」の規定に適合するも
のでなければならない。

5.14.3. 大型後部反射器は、前項に掲げた性能を損なわないように、かつ、次の基準
に適合するように取り付けられなければならない。

5.14.3.1. 大型後部反射器の数は、4個以下であること。

5.14.3.2. 大型後部反射器は、その上縁の高さが地上1.5m以下となるように取り付け
られていること。

5.15.3.3. 大型後部反射器は、車両中心面に対して対称の位置に取り付けられている
こと。ただし、後面が左右対称でない自動車に備える大型後部反射器にあつては、こ
の限りでない。

別添105 再帰反射材の技術基準

1.～5.3.3. (略)

別紙1～別紙5 (略)

別紙6 外部からの作用に対する耐性規定

1.～4.3. (略)

5. 耐洗浄性

5.1. 手洗浄

5.1.1. 試験片に洗浄潤滑油と黒鉛の混合液を塗布し、n-ヘプタンその他の弱い脂肪族溶液でふき、再帰反射材料の表面を損傷することなく中性洗剤で容易に洗浄できるものであること。

5.2. 動力洗浄

5.2.1. 以下の設定条件において、60秒間の連続噴霧を実施した後、テストサンプルの反射表面の損傷や基板からの剥離がないものであること。

5.2.1.1. 洗浄の際の水圧は、80barであること。

5.2.1.2. 洗浄の際の水温は、60℃であること。

5.2.1.3. 洗浄棒の先端は、材料から600mm離れていること。

5.2.1.4. 洗浄棒は、反射表面に対して垂直から45°以下の角度に保つこと。

5.2.1.5. 40°の角度を有する扇型の洗浄ノズルであること。

6.～6.3. (略)

7. 接着強度 (接着材の場合)

7.1. 反射材料の接着は、24時間の硬化時間の後、張力強度試験機で90°の角度で剥がす試験を実施して判定する。

7.2. 反射材料は、それを損傷することなく、簡単に剥がすことができないこと。

7.3. 反射材料を剥がすには、分速300mmで幅25mm当り10N以上の力を要するものとする。

(削除)

別添107 前部潜り込み防止装置の技術基準 (別添)

別添108 前部潜り込み防止装置取付装置等の技術基準 (別添)

別紙6 外部からの作用に対する耐性規定

1.～4.3. (略)

5. 耐洗浄性

試験片に洗浄潤滑油と黒鉛の混合液を塗布し、n-ヘプタンのような弱い脂肪族溶液でふき、中性洗剤で洗ったとき、再帰反射材料の表面を損傷することなく容易に洗浄できること。

6.～6.3. (略)

別添104 オフセット衝突時の乗員保護の技術基準

別添 107 前部潜り込み防止装置の技術基準

1. 適用範囲

本技術基準は、貨物の運送の用に供する自動車であって、車両総重量が 3.5 t を超えるもの（三輪自動車、被牽引自動車、前部潜り込み防止装置を備えることができないものとして告示で定める自動車及び保安基準第 18 条の 2 第 5 項ただし書の告示で定める自動車を除く。）の前面に備える前部潜り込み防止装置に適用する。ただし、車両総重量が 7.5 t 以下の自動車にあつては、堅ろうであり、かつ、板状その他他の自動車が衝突した場合に当該衝突した自動車の車体前部が潜り込むことを有効に防止することができる形状であれば本規定は適用しない。

2. 用語の定義

2.1. 「前部潜り込み防止装置」とは、保安基準第 18 条の 2 第 5 項に規定された他の自動車が衝突した場合に衝突した自動車の車体前部が潜り込むことを有効に防止するために備えられたものをいう。

2.2. 「最大質量」とは、自動車製作者等が指定した技術的に許容すべき質量をいう。（この質量は、「車両総重量」を超えるものであつてもよい。）

2.3. 「最大重量」とは、最大質量まで積載した当該自動車を支えるのに必要な垂直方向の力(単位：ニュートン)をいう。

2.4. 「非積載状態」とは、自動車に乗車人員又は積載物品を乗車又は積載せず、かつ、燃料（容量の90%搭載）、冷却液、潤滑油、工具及びスペアタイヤ（自動車製作者等が標準装備として備えている場合に限る。）が搭載された車両状態をいう。

3. 要件

3.1. 前部潜り込み防止装置は、車両中心線と平行にかかる前方からの荷重に対して十分に耐えられる構造であり、かつ、所定の寸法要件に適合するものでなければならない。（別紙1に定める試験方法及び手順に従って試験を実施しなければならない。）

3.2. 前部潜り込み防止装置は、その平面部（左右の P_1 点の間の部分をいう。以下同じ。）の断面の高さが車両中心線に平行な鉛直面において、車両総重量が 3.5 t を超え 12 t 以下のものにあっては 100mm 以上、車両総重量が 12 t を超えるものにあっては 120mm 以上でなければならない。また、前部潜り込み防止装置の端部は、前方に湾曲していなく、かつ、表面には鋭利な突起を有してはならない。この場合において 2.5mm を超える曲率半径を有するものは鋭利な突起とはみなさない。

3.3. 前部潜り込み防止装置は、自動車に取り付けた状態において位置を変えることができるように

設計することができる。この場合において、意図しない位置へ変化しないように所定の位置に確実に取り付けられる構造でなければならない。また、位置を変えるための操作力は、400N を超えるものであってはならない。

- 3.4. 前部潜り込み防止装置に取り付けられるフロント・ガードの表面は、滑らかなもの又は水平方向に見て波形なものでなければならない。この場合において、ボルト及びリベットの半球形の頭部はフロント・ガードの表面から 10mm を超えて突出してはならない。

別紙 1

試験方法及び手順

1. 前部潜り込み防止装置に対する試験方法

1.1. 自動車製作者等の要求により、下記のいずれかで試験を行うことができる。

1.1.1. 前部潜り込み防止装置が装着される自動車の場合

2.に規定する方法により実施するものとする。

1.1.2. 前部潜り込み防止装置が装着される自動車の車枠の一部を用いる場合

この場合において、試験に使用する車枠部分は当該自動車の型式を代表するものでなければならない。

1.1.3. 前部潜り込み防止装置をリジット試験ベンチに装備する場合

1.2. 1.1.2.及び 1.1.3.により試験を実施する場合には、前部潜り込み防止装置を車枠の一部又はリジット試験ベンチに取り付ける部品は、前部潜り込み防止装置を自動車に取り付ける場合と同等のものでなければならない。

1.3. 自動車製作者等の要求により、試験機関が同意し、かつ、同等であることが証明されれば、3.

に述べる試験手順は、計算又は他の類似の方法で実施することができる。

2. 試験自動車の状態

2.1. 3.1.に定める点に試験荷重を負荷するため、必要に応じ、自動車製作者等が指定する方法で自動車を固定することができる。

2.2. 自動車は、下記の状態で寸法の測定をしなければならない。

2.2.1. 自動車は、非積載状態であること。

2.2.2. 自動車は、水平、かつ、平坦な固い滑らかな面に静止していること。

2.2.3. 前輪は、直進状態の位置とすること。

2.2.4. タイヤの空気圧は、自動車製作者等が推奨する値に調整されていること。

2.2.5. 油圧空気圧式、油圧式又は空気圧式の緩衝装置並びに自動車高調節装置を備える自動車は、自動車製作者等が指定する通常の使用状態にすること。

3. 試験手順

3.1. P_1 点は、最前軸のタイヤ（接地するタイヤの膨らみ部を除く。）の最外側に接する車両中心線と平行な鉛直面から 200mm 以内であること。 P_2 点は、車両中心線上の鉛直面に対して左右対称であり、かつ、距離は 700mm から 1,200mm までの間にあること。その正確な位置は自動車製作者等

が指定するものとする。

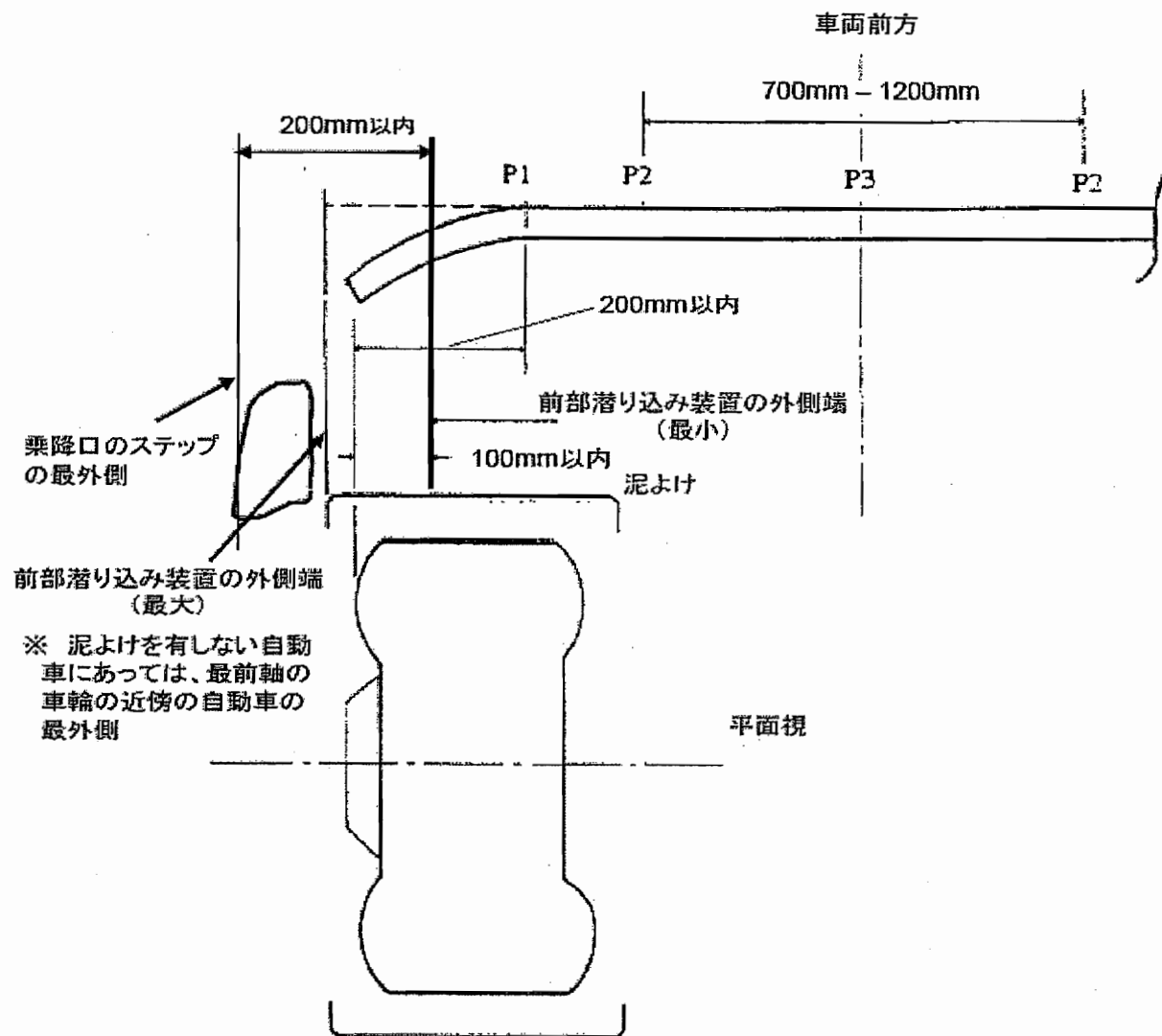
- 3.2. P_1 点及び P_2 点の地上高は、前部潜り込み防止装置の前面において、自動車製作者等が指定しなければならない。ただし、 P_1 点及び P_2 点の高さは、自動車が非積載状態において 445mm（コンクリート・ミキサー車及びダンプ車にあつては、495mm）を超えてはならない。 P_3 点は、車両中心線上の鉛直面にあること。（図 1 参照）
- 3.3. 下記に規定された試験荷重を同一の自動車又は装置を用いて各試験の荷重負荷点に負荷しなければならない。ただし、自動車製作者等の要求により異なる自動車又は装置を用いることができる。
 - 3.3.1. 前部潜り込み防止に関する車両構造及び構成部品が車両中心線上の鉛直面に対して左右対称である場合には、 P_1 点及び P_2 点における試験は一方で代表することができる。
 - 3.3.2. 試験荷重は可能な限り迅速に加え、自動車又は装置は 3.3.3.及び 3.3.4.の荷重を加えた時に、少なくとも 0.2 秒間は耐えなければならない。
 - 3.3.3. 当該自動車又は装着を予定している自動車の最大重量の 50%を水平方向の荷重として、左右の P_1 点に個々に加えなければならない。この場合において、最大荷重は 80kN を超えてはならない。
 - 3.3.4. 当該自動車又は装着を予定している自動車の最大重量の 100%を水平方向の荷重として、左

右の P_2 点に個々に加えなければならない。この場合において、最大荷重は 160kN を超えてはならない。

また、装置が不連続で P_2 点間の断面積が減じる場合、続けて P_3 点に P_1 点と同じ水平方向の荷重を負荷しなければならない。

- 3.4. 上記の荷重を加えている時の各試験点の水平及び垂直方向の最大変位を記録するものとする。
- 3.5. 本別紙に基づき適合性の試験を行う場合の試験荷重は、自在継手等により適切に結合された試験ラム（高さが 250mm 以下、幅が 400mm 以下であり、垂直エッジが 5 ± 1 mm の曲率半径を有するもの）を用いて、車両中心線に平行であり、かつ、水平方向に加えるものとする。試験ラムの中心は P_1 点、 P_2 点及び P_3 点と一致すること。

図 1



別添 108 前部潜り込み防止装置取付装置等の技術基準

1. 適用範囲

本技術基準は、貨物の運送の用に供する自動車であって、車両総重量が 3.5 t を超えるもの（三輪自動車、被牽引自動車、前部潜り込み防止装置を備えることができないものとして告示で定める自動車及び保安基準第 18 条の 2 第 5 項ただし書の告示で定める自動車を除く。）の前面に備える前部潜り込み防止装置に適用する。ただし、車両総重量が 7.5 t 以下の自動車にあつては、堅ろうであり、かつ、板状その他の自動車が衝突した場合に当該衝突した自動車の車体前部が潜り込むことを有効に防止することができる形状であり、かつ、前部潜り込み防止装置の下縁の高さが地上 400mm 以下であれば本規定は適用しない。

2. 用語の定義

- 2.1. 「前部潜り込み防止装置」とは、保安基準第 18 条の 2 第 5 項に規定された他の自動車が衝突した場合に衝突した自動車の車体前部が潜り込むことを有効に防止するために備えられたものをいう。
- 2.2. 「最大質量」とは、自動車製作者等が指定した技術的に許容すべき質量をいう。（この質量は、

「車両総重量」を超えるものであってもよい。)

2.3. 「最大重量」とは、最大質量まで積載した当該自動車を支えるのに必要な垂直方向の力(単位：ニュートン)をいう。

2.4. 「非積載状態」とは、自動車に乗車人員又は積載物品を乗車又は積載せず、かつ、燃料(容量の90%搭載)、冷却液、潤滑油、工具及びスペアタイヤ(自動車製作者等が標準装備として備えている場合に限る。)が搭載された車両状態をいう。

2.5. 「前部潜り込みを防止する構造又は装置」とは、自動車の前部に下記のいずれかを有するものをいう。

2.5.1. 特殊な前部潜り込み防止装置

2.5.2. 車体構造、車枠部品又はその他の構成部品であって、それらの形状と特性により、前部潜り込み防止装置の機能を果たすことができるもの

3. 要件

前部潜り込みを防止する構造又は装置は、3.1.又は3.2.のいずれかの要件に適合していること。

3.1. 別添107 前部潜り込み防止装置の技術基準に適合する前部潜り込み防止装置を備える自動車

3.1.1. 最大質量は、当該自動車に備える前部潜り込み防止装置については、別添107「前部潜り込

み防止装置の技術基準」に基づき許容される最大質量の値を超えてはならない。

3.1.2. 前部潜り込み防止装置を備えた状態において、別紙1に規定する所定の寸法要件を満たさなければならない。この場合において、別添107「前部潜り込み防止装置の技術基準」で実施した試験結果を加味すること。

3.1.3. 前部潜り込み防止装置は、自動車の前端（衝突による車両への衝撃を緩和するためのゴム、窓ふき器及び洗浄液噴射装置、灯火器、後写鏡、乗降口のステップ並びに連結装置を除く部分をいう。以下同じ。）と当該装置に加える試験荷重の負荷点をそれぞれ車両中心線と平行な鉛直面に投影した水平方向の距離は、別添107「前部潜り込み防止装置の技術基準」に規定する試験の際に加えられた試験荷重であって、試験の際に荷重が加えられた荷重負荷点において、測定された変位量を加味し、400mmを超えない位置に取り付けなければならない（図1及び図2参照）。

3.1.4. 3.1.3.に規定する距離を測定する際は、当該自動車の地上1.8mを超える部分は除く。

3.1.5. 前部潜り込み防止装置の2つの P_1 点間における下縁の高さは、別紙1の2.に規定する試験条件において、自動車に備えた状態において地上400mm（コンクリート・ミキサー車及びダンプ車にあっては、地上450mm）を超えてはならない。また、それぞれの P_1 点の外側の下面は、 P_1 点の真下の前部潜り込み防止装置の下面を通る水平面に対して上方へ 15° の斜面をなす平面より上

にない場合には、その高さは地上 400mm（コンクリート・ミキサー車及びダンプ車にあっては、地上 450mm）を超えてもよい(図 3 参照)。

- 3.1.6. 前部潜り込み防止装置は、別添 107「前部潜り込み防止装置の技術基準」に規定する当該装置に加える試験荷重の負荷点の高さが、別紙 1 の 2.に規定する試験条件において、地上 445mm（コンクリート・ミキサー車及びダンプ車にあっては、地上 495mm）以下となるように取り付けなければならない。
- 3.1.7. 前部潜り込み防止装置の 2 つの P₁ 点間における下縁の高さは、別添 107「前部潜り込み防止装置の技術基準」の試験荷重を負荷している間の動きを加味して、地上 450mm（コンクリート・ミキサー車及びダンプ車にあっては、地上 500mm）以下となるように取り付けなければならない。
- 3.1.8. 前部潜り込み防止装置の最外縁は、最前軸の車輪を覆う泥よけの最外側（泥よけを有しない自動車にあっては、最前軸の車輪の近傍にある自動車の最外側）より車両中心線に直交する鉛直面において車両の内側であり、かつ、最前軸のタイヤ（接地しているタイヤの膨らみを除く。）の最外側から車両中心線に直交する鉛直面において車両の内側に 100mm 以内(図 1 参照)又は運転台への乗降口のステップの最外側から車両中心線に直交する鉛直面において車両の内側に 200mm 以内となるように取り付けられていること。

3.2. 3.1.以外の前部潜り込みを防止する構造又は装置を有する自動車

3.2.1. 前部潜り込みを防止する構造又は装置は、車両中心線と平行にかかる前方からの荷重に対して十分に耐えられる構造であり、かつ、所定の寸法要件に適合するものでなければならない。適合性の確認は、別紙1に定める試験方法及び手順に従って試験を実施しなければならない。

3.2.2. 前部潜り込みを防止する構造又は装置の構造部材（クロスメンバー）は、その平面部（左右のP₁点の間の部分をいう。以下同じ。）の断面の高さが車両中心線に平行な鉛直面において、車両総重量が3.5tを超え12t以下のものにあつては100mm以上、車両総重量が12tを超えるものにあつては120mm以上でなければならない。

3.2.3. 前部潜り込みを防止する構造又は装置は、自動車に取り付けた状態において位置を変えることができるように設計することができる。この場合において、意図しない位置へ変化しないように所定の位置に確実に取り付けられる構造でなければならない。また、位置を変えるための操作力は、400Nを超えるものであつてはならない。

3.2.4. 前部潜り込みを防止する構造又は装置は、自動車の前端と構造又は装置と試験ラムとの接触面をそれぞれ車両中心線と平行な鉛直面に投影した水平方向の距離が、別紙1に定めた試験荷重を負荷している間の動きを加味して、400mmを超えないように十分な強度を有しなければならない。

- 3.2.5. 3.2.4.に規定する距離を測定する際は、当該自動車の地上高 1.8m を超える部分は除く。
- 3.2.6. 前部潜り込みを防止する構造又は装置の 2 つの P_1 点間における下縁の高さは、別紙 1 の 2. に規定する試験条件において、自動車に備えた状態において地上 400mm (コンクリート・ミキサー車及びダンプ車にあっては、地上 450mm) を超えてはならない。また、それぞれの P_1 点の外側の下面は、 P_1 点の真下の前部潜り込みを防止する構造又は装置の下面を通る水平面に対して上方へ 15° の斜面をなす平面より上にない場合には、この高さは地上 400mm (コンクリート・ミキサー車及びダンプ車にあっては、地上 450mm) を超えてもよい(図 3 参照)。
- 3.2.7. 前部潜り込みを防止する構造又は装置の 2 つの P_1 点間における下縁の高さは、試験荷重を負荷している間の動きを加味して、地上 450mm (コンクリート・ミキサー車及びダンプ車にあっては、地上 500mm) を超えてはならない。
- 3.2.8. 前部潜り込みを防止する構造又は装置の最外側は、最前軸の車輪を覆う泥よけの最外側 (泥よけを有しない自動車にあっては、最前軸の車輪の近傍にある自動車の最外側) より車両中心線に直交する鉛直面において車両の内側であり、かつ、最前軸のタイヤ (接地しているタイヤの膨らみを除く。) の最外側から車両中心線に直交する鉛直面において車両の内側に 100mm 以内(図 1 参照)又は運転台への乗降口のステップの最外側から車両中心線に直交する鉛直面において車両の内

側に 200mm 以内の位置になければならない。

別紙 1

試験方法及び手順

1. 前部潜り込み防止装置に対する試験方法

1.1. 自動車製作者等の要求により、下記のいずれかで試験を行うことができる。

1.1.1. 前部潜り込み防止装置が装着される自動車の場合

2.に規定する方法により実施するものとする。

1.1.2. 前部潜り込み防止装置が装着される自動車の車枠の一部を用いる場合

この場合において、試験に使用する車枠部分は当該自動車の型式を代表するものでなければならない。

1.1.3. 前部潜り込み防止装置をリジット試験ベンチに装備する場合

1.2. 1.1.2.及び 1.1.3.により試験を実施する場合には、前部潜り込み防止装置を車枠の一部又はリジット試験ベンチに取り付ける部品は、前部潜り込み防止装置を自動車に取り付ける場合と同等のものでなければならない。

1.3. 自動車製作者等の要求により、試験機関が同意し、かつ、同等であることが証明されれば、3.

に述べる試験手順は、計算又は他の類似の方法で実施することができる。

2. 試験自動車の状態

2.1. 3.1.に定める点に試験荷重を負荷するため、必要に応じ、自動車製作者等が指定する方法で自動車を固定することができる。

2.2. 自動車は、下記の状態で寸法の測定をしなければならない。

2.2.1. 自動車は、非積載状態であること。

2.2.2. 自動車は、水平、かつ、平坦な固い滑らかな面に静止していること。

2.2.3. 前輪は、直進状態の位置とすること。

2.2.4. タイヤの空気圧は、自動車製作者等が推奨する値に調整されていること。

2.2.5. 油圧空気圧式、油圧式又は空気圧式の緩衝装置並びに自動車高調節装置を備える自動車は、自動車製作者等が指定する通常の使用状態にすること。

3. 試験手順

3.1. P_1 点は、最前軸のタイヤ（接地しているタイヤの膨らみを除く。）の最外側に接する車両中心線と平行な鉛直面から 200mm 以内であること。 P_2 点は、車両中心線上の鉛直面に対して左右対称であり、かつ、距離は 700mm から 1,200mm までの間にあること。その正確な位置は自動車製作

者等が指定するものとする。

3.2. P_1 点及び P_2 点の地上高は、前部潜り込み防止装置の前面において、自動車製作者等が指定しなければならない。ただし、 P_1 点及び P_2 点の高さは、自動車が非積載状態において 445mm（コンクリート・ミキサー車及びダンプ車にあっては、495mm）を超えてはならない。 P_3 点は、車両中心線上の鉛直面にあること。（図 1 参照）

3.3. 下記に規定された試験荷重を同一の自動車又は装置を用いて各試験の荷重負荷点に負荷しなければならない。ただし、自動車製作者等の要求により異なる自動車又は装置を用いることができる。

3.3.1. 前部潜り込み防止に関する車両構造及び構成部品が車両中心線上の鉛直面に対して左右対称である場合には、 P_1 点及び P_2 点における試験は一方で代表することができる。

3.3.2. 試験荷重は可能な限り迅速に加え、自動車又は装置は 3.3.3.及び 3.3.4.の荷重を加えた時に、少なくとも 0.2 秒間は耐えなければならない。

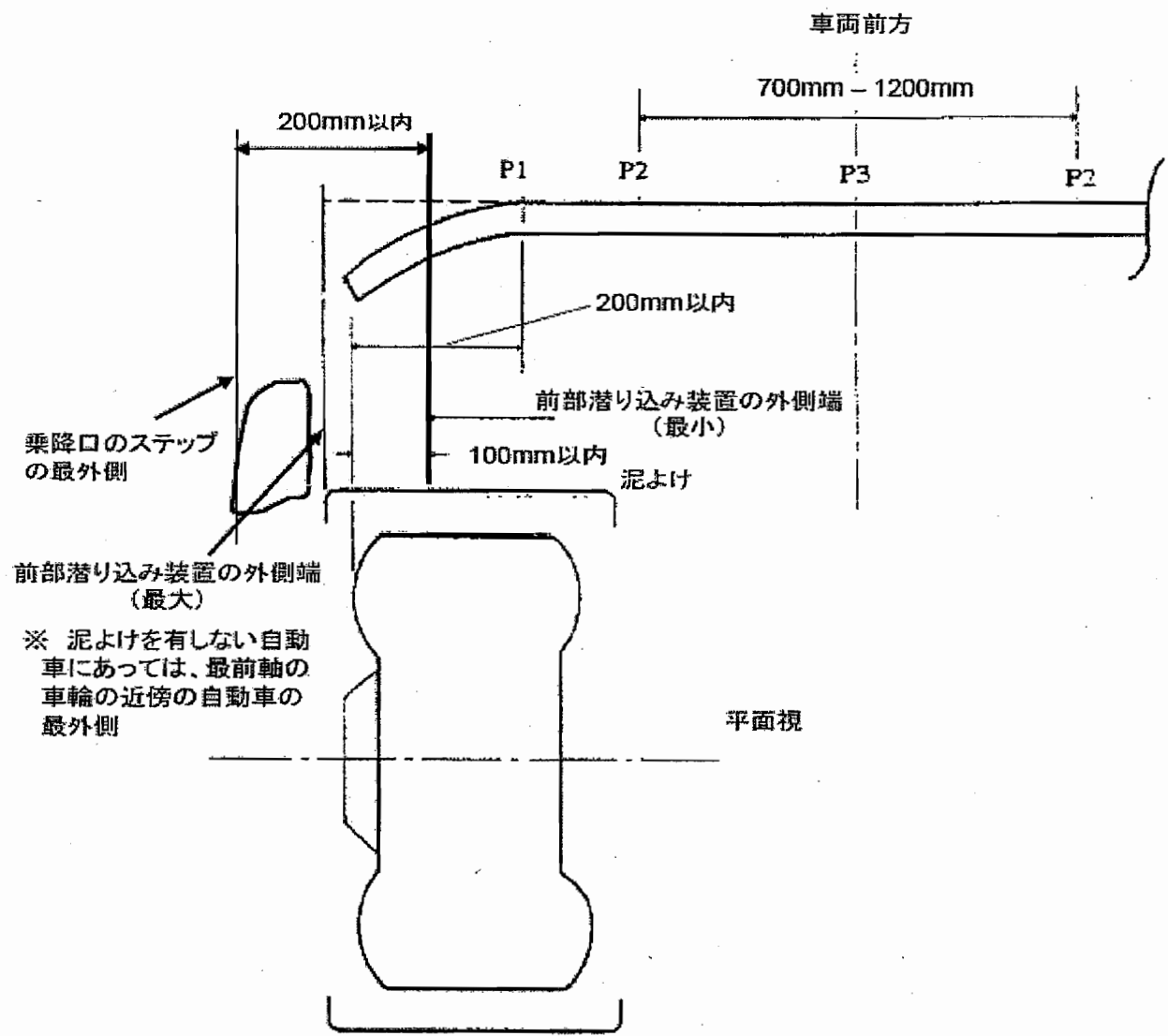
3.3.3. 当該自動車又は装着を予定している自動車の最大重量の 50%を水平方向の荷重として、左右の P_1 点に個々に加えなければならない。この場合において、最大荷重は 80kN を超えてはならない。

3.3.4. 当該自動車又は装着を予定している自動車の最大重量の 100%を水平方向の荷重として、左

右の P_2 点に個々に加えなければならない。この場合において、最大荷重は 160kN を超えてはならない。

また、装置が不連続で P_2 点間の断面積が減じる場合、続けて P_2 点に P_1 点と同じ水平方向の荷重を負荷しなければならない。

- 3.4. 上記の荷重を加えている時の各試験点の水平及び垂直方向の最大変位を記録するものとする。
- 3.5. 本別紙に基づき適合性の試験を行う場合には、3.5.1.及び 3.5.2.の条件を満たさなければならない。
 - 3.5.1. 本則 3.2.において、別添 107「前部潜り込み防止装置の技術基準」に適合していない前部潜り込み防止装置は、自動車のシャシー・サイド・メンバー又はそれに代わるもの若しくは同等の性能をもつことが証明された構造体に結合しなければならない。
 - 3.5.2. 試験荷重は、自在継手等により適切に結合された試験ラム（高さが 250mm 以下、幅が 400mm 以下であり、垂直エッジが $5\pm 1\text{mm}$ の曲率半径を有するもの）を用いて、車両中心線に平行であり、かつ、水平方向に加えるものとする。試験ラムの中心は P_1 点、 P_2 点及び P_3 点と一致すること。



車両前方

700mm - 1200mm

200mm以内

P1

P2

P3

P2

200mm以内

前部潜り込み装置の外側端 (最小)

100mm以内

泥よけ

乗降口のステップの最外側

前部潜り込み装置の外側端 (最大)

※ 泥よけを有しない自動車にあっては、最前軸の車輪の近傍の自動車の最外側

平面視

図 2

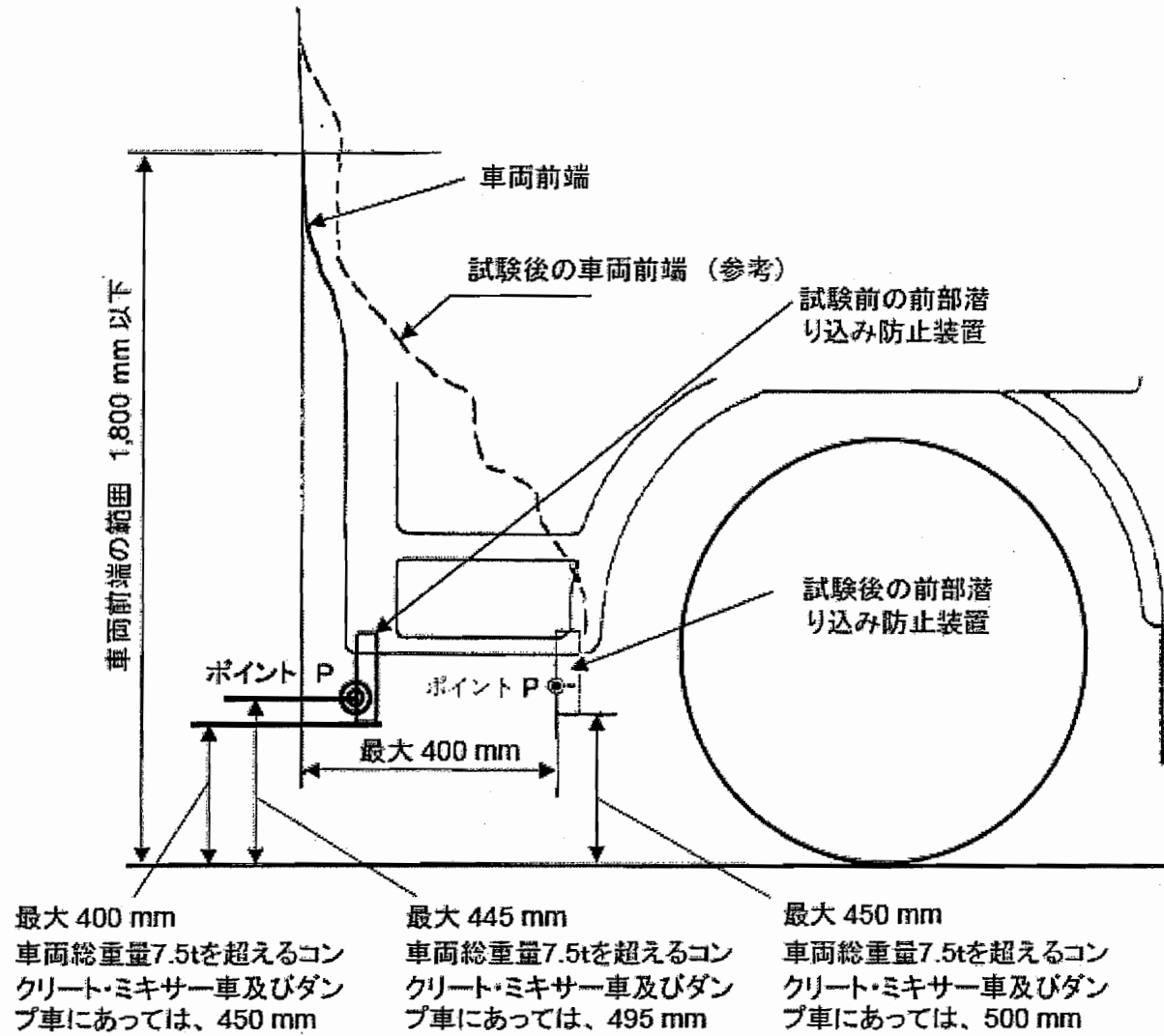


図 3

